Ⅰ　ガイドラインの目的

　　原子力災害は、通常五感に感じないため、高齢者や障害者等の要配慮者には特に配慮が必要です。

　　このため、多数の要配慮者が入所する社会福祉施設では、原子力災害に備え、施設入所者および職員を安全かつ迅速に避難させるため、施設においてあらかじめ対応すべき必要な事項を定めた「避難計画」を作成しておくことが重要です。

　　福井県地域防災計画（原子力災害対策編）においても、原子力災害対策重点区域内の社会福祉施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての「避難計画」を作成するものとしています。

　　このガイドラインは、平成２３年３月に発生した福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、福井県内の原子力発電所での事故により原子力災害が発生した場合に備え、原子力災害対策重点区域内の社会福祉施設に対し、「避難計画」の作成および原子力災害対応の支援を行うことを目的としています。

　　原子力災害対策重点区域内の各社会福祉施設においては、このガイドラインを参考とし、それぞれの施設の実情に応じた避難計画を作成するとともに、原子力災害時においては、作成した避難計画をもとに、安全かつ迅速な避難を行うものとします。

　　なお、このガイドラインは、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定等状況の変化があった場合に、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ　避難計画作成に当たっての留意事項

　１　原子力災害について

　（１） 原子力災害の定義

　　　　原子力災害とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出されたこと（原子力緊急事態）により、国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいいます。

　（２）被ばくの経路

　　　　原子力災害により人体に影響を与える可能性のある被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類があります。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要があります。

* 外部被ばく… 体外にある放射線源から放射線を受けること
* 内部被ばく… 放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること

　２　福井県地域防災計画（原子力災害対策編）について

　（１）原子力災害対策重点区域

　　　　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）では、以下に示す基準をもとに定めるものとしています。

* 予防的防護措置を準備する区域

（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

原子力事業所からおおむね半径５㎞の範囲

* 緊急時防護措置を準備する区域

（ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone）

原子力事業所からおおむね半径３０㎞の範囲

　（２）緊急事態等の区分および防護措置

　　　　避難等の防護措置は、原子力施設における事故等の進展状況や緊急時モニタリングの結果等に基づき実施することになります。

　　　　社会福祉施設において、緊急事態のレベルに応じて実施する防護措置は、次のとおりです。

【緊急事態等の区分および社会福祉施設の防護措置について】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| レベル（主な事象） | 防護措置 | |
| ＰＡＺ内 | ＵＰＺ内 |
| 警戒事態（第１段階）  （主な事象）   * 非常用母線への交流電源が１系統に   なった場合   * 原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 * 福井県内で震度６弱以上の地震が発生 * 福井県に大津波警報が発令　　　　等 | 避難準備  （※） |  |
| 施設敷地緊急事態（第２段階）  （主な事象）   * 全交流電源の喪失が３０分以上継続 * 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい　　　　　等 | 避難実施  （※） | 屋内退避準備 |
| 全面緊急事態  （主な事象）   * １時間あたり５μＳｖ以上の放射線量が検出 * 原子炉冷却機能の喪失 * 原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達　　　　　　　　　　　　等 |  | 屋内退避  ◎運用上の介入レベル（ＯＩＬ）に基づく防護措置  【ＯＩＬ１】避難  空間放射線量が1時間あたり  500μSv以上  数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施  【ＯＩＬ２】一時移転  空間放射線量が1時間あたり  20μSv以上  １日以内を目途に区域を特定し、１週間程度内に一時移転を実施 |

* PAZの施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等））は、一般の住民よりも早い段階での避難準備や避難が実施されます。
* 事象の詳細については、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）をご確認ください。

Ⅲ　避難計画の内容等

　１　計画のポイント

　（１）計画の周知

　　　　多数の入所者等を混乱なく安全に避難させ、身体および生命の安全を確保するために、作成した計画は、職員、入所者およびその家族等に周知しておくことが重要です。

　（２）避難場所等について

　　　　施設管理者は、避難場所、避難経路、避難手段、避難方法を、あらかじめ県および市町と協議しておくことが必要です。

* 県地域防災計画（原子力災害対策編）において、県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うこととしています。

　２　計画の構成

　　避難計画は、次の項目を参考に、それぞれの施設の実情に応じたものを作成してください。

　　　なお、作成例および留意事項については、別添「作成例」のとおりです。

【避難計画の項目（主なもの）】

* 避難計画の目的
* 関係者（施設管理者、職員、入所者等）の役割
* 原子力災害事前対策

・原子力災害対策委員会の設置・開催

・緊急連絡体制および入所者情報の整理

・原子力防災教育・訓練の実施

・生活物資・入所者等の移送に必要な資機材の確保

・避難場所、避難経路、避難手段および避難方法

* 緊急事態応急対策

・緊急事態の組織体制と任務

・屋内退避、避難準備および避難

* 避難中の対策

・避難場所における入所者のケア等

・入所者家族等への連絡体制